
令和 6 年度第 1 0 回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和 7 年 1 月 1 4 日 (火) 1 5 時 3 0 分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	1 2 番	安部	寛				
会長職務代理者	1 3 番	山根	祐一	1 4 番	川村	忠幸	
委員	1 番	田中	孝幸	2 番	東田	輝正	
	3 番	明治	良一	4 番	岸本	慶子	
	5 番	衣笠	指図	7 番	大村	祥一朗	
	9 番	大谷	誠一	1 0 番	細田	邦男	

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾	寿秋	井上	寿光
	荻原	晴雄	岸本	政明
	横山	茂	猪本	正己
	佐藤	洋一	藤田	榮一郎
	鎌谷	一也	中山	浩一
	山田	裕人	公賀	義高
	中嶋	美枝子		

4. 欠席委員 横野 俊彦 上田 正人 山本 知司 保田 公範

5. 議事日程

- | | | | | | | | |
|-----|------------|---------------------------------|----|----|-----|----|----|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 | 2 番 | 東田 | 輝正 | 3 番 | 明治 | 良一 |
| 第 2 | 報告事項 1 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について | | | | | |
| | 2 | 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について | | | | | |
| | 3 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | | | | | |
| 第 3 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について | | | | | |
| 第 4 | 議案第 2 号 | 農用地利用集積等促進計画について | | | | | |
| 第 5 | その他 | | | | | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 西山 千華子 係 長 尾崎 千穂
主 任 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（15時30分）

本日の欠席者は、横野俊彦委員、上田正人委員、山本知司委員、保田公範推進委員の4名です。

農業委員 出席者数 11名

農地利用最適化推進委員 出席者数 13名

定足数に達していますので、令和6年度第10回八頭町農業委員会を始めます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、2番東田輝正委員、3番明治良一委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんので、皆さん方からありましたら、よろしくお願いします。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようですので、事務局は報告をお願いします。

事務局

はい。報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は6件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。6ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は10件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

10件の内、8件につきましては、新しく貸借を行うこととなっております。

報告3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。11ページをご覧ください。3件の該当事業がありました。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。件数が多いと思いますので、ちょっと見ていただいたらと思います。

この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思い

議長（会長）	ます。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	ないようですので、続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号22-1について、事務局は説明をお願いします。
事務局	はい、農地法第3条の規定による許可申請審議について。 受付番号22-1について説明します。 【議案第1号 受付番号22-1 朗読後、説明】 土地の所在地 下峰寺地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,080 m² 土地の所在地 下峰寺地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,774 m² 理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは高齢で耕作ができず、今回の申請地も、以前から隣接する農地の所有者で譲受人の●●●●さんに管理をお願いされていきました。今回、譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●さんへ譲り渡したい旨相談をされたところ、売買の話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●●●さんは所有する農地や借り受けている農地で主に水稻を栽培しておられ、今回譲り受けられる農地でも水稻を栽培される予定です。 通作については、自宅から概ね1km程度で問題ないと思われます。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●●●さんは、31年程度の農業従事経験がありますので問題はないと思われます。 最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、水稻を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、3番明治良一委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。
明治委員	はい、議席番号3番 明治が22-1について、事前調査を行いましたので報告します。1月4日、●●●●さん、●●●●さんの両名を訪問し

明治委員	て確認を行いました。先ほど事務局から説明があったとおりです で、特に追加することはありません。ただ、●●さんの気持ちとし ては、荒廃地にするわけにはいかないので、従来どおり自分がせない けんかなという責任感を持って、受けたようでございます。以上で す。
会長（会長）	はい、ありがとうございます。受付番号 22-1 ににつきまして、質 問意見等ある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は 挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 22- 1 について、申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 23-2 から 25-4 については、同じ譲渡人か らの所有権移転の案件となりますので、一括して説明並びに委員さ んからの報告をしていただこうと思います。 受付番号 23-2 について、事務局は説明をお願いします。
事務局	はい、受付番号 23-2 について説明します。 【議案第 1 号 受付番号 23-2 朗読後、説明】 土地の所在地 西谷地内 登記地目：田 現況地目：田 面 積 545 m ² 理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは高齢であるため、 以前からこの申請地を譲受人である●●●●さんに管理耕作をお願 いされていきました。現在、譲渡人の●●●●さんは体調不良とい うこともあり、将来的に耕作もできないということで、譲受人の●● さんへ相談をされ、この度贈与することで話がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、現在譲 受人の●●さんは所有する農地で水稻を栽培されております。今回 譲り受けられる農地では、水稻を栽培される予定です。 通作については、自宅から概ね 50m 程度であり、問題はないと 思われます。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、譲受人は、 13 年程度農業従事期間がありますし、奥さんやお母さんも 30 年以

事務局

上農業従事期間がありますので、問題はないと思われます。

最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

続きまして、受付番号 24-3 について説明します。

【議案第 1 号 受付番号 24-3 朗読後、説明】

土地の所在地 西谷地内

登記地目：田 現況地目：田

面 積 1,743 m²

理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは高齢であるため、以前からこの申請地を譲受人である●●●●さんに管理耕作をお願いしていました。現在、譲渡人の●●●●さんは体調不良ということもあり、将来的に耕作もできないということで、譲受人の●●●●さんへ相談をされ、この度贈与することで話がまとまったものです。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●●●さんは所有する農地で水稻を栽培されております。今回譲り受けられる農地では、水稻を栽培される予定です。

通作については、自宅から概ね 100m 程度であり、問題はないと思われます。

農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●●●さんは、13 年程度の農業従事経験があり、また、お母さんも 20 年以上農業従事経験がありますので問題はないと思われます。

最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

続きまして、受付番号 25-4 について説明します。

【議案第 1 号 受付番号 25-4 朗読後、説明】

土地の所在地 西谷地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面 積 390 m²

土地の所在地 西谷地内

登記地目：田 現況地目：田

面 積 127 m²

理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは高齢であるため、以前からこの申請地を譲受人である●●●●さんに管理耕作をお願いしていました。現在、譲渡人の●●●●さんは体調不良ということもあり、将来的に耕作もできないということで、譲受人の●●●●

事務局

●●さんへ相談をされ、この度贈与することで話がまとまったものです。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●●●さんは所有する農地はありませんが、以前から今回の申請地で水稻と野菜を栽培しておられ、引き続き水稻と野菜を栽培される予定です。

通作については、自宅から概ね 120m 程度であり、問題はないと思われます。

農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●さんは、20 年程度の農業従事経験がありますので問題はないと思われます。

最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き水稻と野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。受付番号 23-2 から受付番号 25-4 につきましては、9 番 大谷誠一委員に事前調査をお願いしていますので、一括で報告をお願いしたいと思います。

大谷委員

はい、大谷です。昨日、譲渡人は同一人なので 1 名と、譲受人 3 名に電話によって事前調査をさせてもらいました。●●●●さんは鳥取市在住、かなり若い頃から鳥取市の方に出ておられるようです。年齢は 80 歳ということで、今後、後継者も農業をする見込みがない、自分ももうできないということで、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに、本人曰くは無理やり押し付けられるようなことを言っておられましたけど、譲り受け譲り渡すということのようです。

先ほど事務局からの説明では、水稻を作付けされるという説明があったんですけども、私の聞き取りによりますと、今、水路が壊れていて水が来ない状態なので、水稻を作付できないんで、畑として耕作する予定だということでありました。

以前から土地に在住されないということで、借りて耕作管理をしておられたようですので、問題はないというふうに思います。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。そうしますと、受付番号 23-2 につきまして、皆さんの方からご意見等ある方につきましては、お願いしたいと思います。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 23-2 について、申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 24-3 につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 24-3 について、申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 25-4 につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長) 議長 (会長)	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 25-4 について、申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 26-5 について事務局は説明をお願いします。
事務局	はい。受付番号 26-5 について説明します。 【議案第 1 号 受付番号 26-5 朗読後、説明】 土地の所在地 徳丸地内 登記地目：畑 現況地目：畑

事務局

面 積 254 m²

土地の所在地 徳丸地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面 積 116 m²

理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは令和5年に申請地を相続されましたが、町外在住であり、耕作する意向もないため、家と一緒に農地も空き家バンクに登録をされておられました。この度、譲受人の●●●●さんが、空き家と一緒に買い受けられることで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人の●●さんは自営業で、自分で花を栽培され、ドライフラワーを作って販売をされています。申請地は現在管理耕作されており、柿などの木もありますので、果樹はそのまま栽培し、それ以外は花を栽培される予定です。

通作については、取得される家の裏になりますので、問題はないと思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●さんは、3年程度の農業従事経験がありますので問題はないと思われます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き果樹と花を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきましては、7番 大村祥一郎委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。

大村委員

大村です。1月8日にですね現場を見に行きまして、1月12日に●●さん、●●さん双方に電話にて確認をさせていただきました。

●●さんも、さっき局長が言われたように、空き家バンクに出されているところに、●●さんが紹介してもらって入るということで、家の裏庭みたいな感じになるので、●●さんも定期的に帰られて、手入れをされているみたいで、結構きれいに管理してありました。

みかんやいろんなものが植えてあったんで、そのまま●●さんは作られるということで、問題ないと思います。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等ある方はお聞きしたいと思います。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 26-5 について、申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 27-6 について事務局は説明をお願いします。
事務局	はい、受付番号 27-6 について説明します。 【議案第 1 号 受付番号 27-6 朗読後、説明】 土地の所在地 水口地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面 積 314 m ² 理由につきましては、譲渡人の●●●●さんと譲受人の●●●●さんとは、本家と分家の関係です。申請地は以前から譲受人の●●●●さんが耕作をされており、この度、譲り受けることで話がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、現在、譲受人の●●●●さんは所有する農地で水稻や野菜、果樹を栽培されており、今回の申請地では引き続き梅と柚子を栽培される予定です。 通作については、自宅から概ね 400m 程度であり、問題はないと思われます。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●●●さんは、33 年程度の農業従事経験がありますので問題はないと思われます。 最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き梅と柚子を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。この件につきましては、11 番 山本知司委員に事前調査をお願いしていますが、本日欠席ですので、事務局は報告をお願いします。
事務局	はい、事前調査の結果を報告させていただきます。こちらの農地

事務局	は、以前より譲受人の●●●●さんが管理耕作をされており、この度、手続きが整いましたので、所有権移転を行うというものです。事務局の報告のとおりであり、問題ないと思いますということで報告をいただいております。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等ある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 27-6 について、申請どおり決定といたします。 以上で、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画について事務局は説明をお願いします。
事務局	はい、議案書の 3 ページをご覧ください。 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画について説明します。 八頭町長より令和 6 年 12 月 27 日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。 それでは、整理番号 933-1 から 1090-158 について説明します。 この度は貸借のみです。 鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 433,883.5 m ² (282 筆) と既に機構へ集積されている農用地 107,712.34 m ² (57 筆) を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 地域の担い手法人 7 社へ 424,560.41 m ² (266 筆)、その他 22 名の個人耕作者へ 117,035.43 m ² (73 筆) を貸付けます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。それでは審議を行います。整理番号 933-1 から 1090-158 につきまして、審議を行います。これにつきまして、質問意見等ある方については、よろしくお願いします。
委員一同	（質疑なし）

議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号933-1から1090-158につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第2号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。 続きまして、日程第3 その他について、事務局より説明願います。
事務局	1. 資料提供 ①地域計画協議の場の開催について ②令和7年度 農業委員会開催予定表
議長（会長）	皆さんの方で、報告等ありましたら、お願いしたいと思います。 はい、井上委員。
井上推進委員	すみません、推進委員の井上ですけれども、本日の会議の中に議案第1号で、譲渡し等の申請が出て可決されたんで、それについてどうこうということはないんですけれども、この場合の、例えば不動産取得税だとかそういったものは、機構を介する場合と比べて、一般的な場合になるのかどうなのかというところが知りたいのと、事務局ではそういったことをお話、相手方にされないんですか。機構を介すると、不動産取得税が少し安くなるのと、それから、土地を譲渡した側の方の所得税が少なくなるというところがあるんですけれども、その辺は事務局としては、どのようにお考えなのかということです。
議長（会長）	では、事務局お願いします。
事務局	説明させていただきます。機構を介する場合は、受け手が認定農業者であるとか、ある程度面積を耕作されている方、経営しておられる方という受け手の方の条件があります。それに合致する場合は、一応、申請書としてあげられる前にご相談いただいた時は、こういった制度もありますのでということでご紹介はさせていただいて、切り替えをされる方もおられます。 今回の売買の中で、該当がなかったというところと、22-1の●●さんの件なんですけれども、この方も結構、経営面積はあるんで

事務局	すが、一応、お話をする対象ではあるんですけども、ここ実際は基盤整備事業に、今、出ている農地になるので、ちょっと今回は該当できない、しないということで、機構の方にも相談させていただいた上、該当にならないということでこういった3条の形でさせていただきます。よろしいでしょうか。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。井上委員、よろしいでしょうか。
井上推進委員	はい。特に条件が整えばという話ですけども、高齢者の方が譲渡しをすると、年金を減額される恐れもあるし、それから国保税が上がるという面があるので、たくさん収める必要はない、制度を活用すればそういうことができるので、してあげたらどうかというところです。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。所得の関係になると、一時所得ということで不動産所得となりますので申請をしてもらうという事になります。また、事務局から説明があったようなことで、対策を取っていただけるという事で説明をさせてもらったらなど。皆さんの方で分からない時は、事務局の方にご相談いただければ、説明がされると思いますので、ご協力の方、よろしくお願いします。他に何かございましたら。
委員一同	（なし）
議長（会長）	ないようですので、事務局をお願いします。
事務局	2. 次回の農業委員会開催日時について 次回の農業委員会は2月13日（木）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。 なお、3月の農業委員会につきましては、当初の計画では3月13日（木）とお知らせしておりましたが、議会日程等によりまして、3月10日（月）に変更をさせていただきます。時間と場所は同じように、13時30分から船岡地区公民館大集会室ですので、日にちをお間違えないようによろしくお願いいたします。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。日にちが変更になっておりますので、よろしくお願いします。 そうしますと、以上で第10回農業委員会を終了します。 終了（16時20分）

--	--